

輸出関連規制に関する非該当製品リスト

【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2
米国輸出管理法 再輸出規制(EAR)

令和 8年 2月 14日施行の政省令等対応

本リストはPGSグラフアイトシート(弊社製品)について
令和 8年 2月 14日施行の「輸出貿易管理令」別表第1第1項から第15項、
最新の別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは
「対象外」の弊社製品です。
輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。
なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださるよう
お願いいいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第1の第16項で規制される製品です。
キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は、
事前に経済産業大臣の許可が必要です。

■該非判定の通知書

本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、
貴社担当の営業にお問い合わせください。
確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部
輸出管理担当部門

判定日：2026年2月14日

製品区分		輸出関連規制の判定										
製品品目の名称	弊社品番 (x は英数字)	輸出貿易管理令別表第1				輸出貿易管理令別表第2		EAR規制リスト				
		第1項から第15項		第16項		該非判定	判定項番	該非判定	判定理由	該非判定	判定項番	ECCN
グラファイトシート SHEET OF ARTIFICIAL GRAPHITE, ELECTRICAL PURPOSE	EYGGxxxxxx EYGRxxxxxx EYGSxxxxxx	非該当	4項(15)	該当	関税率別表 第85類 HSコード 8545.90	対象外	対象項番なし	対象外	米国原産 部品および 米国規制 技術を使用 して製造し た製品で ありません			

("x"には一つ以上の英数字が入る)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CJSTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 3)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの		貨物名: グラファイトシート メーカー名: パナソニックインダストリー株式会社 型及び銘柄: EYGG%, EYGR%, EYGS%		
4-(15) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であつて、次に掲げるもの		判定欄	注釈	記入欄
1 複合材料又はその成型品 2 人造黒鉛 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉 4 マルエージング鋼 5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼				
〔省令〕第3条 輸出令別表第1の4の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。		該当○ 非該当× 対象外-		
十六 構造材料であつて、 次のいずれかに該当するもの		【×】		
イ 比強度が76,200メートルを超える、 かつ、比弾性率が3,180,000メートルを超える 繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとする ものからなる複合材料 (プリプレグであつて、ガラス転移点が145度以下の ものを除く。) 又はその成型品 (ペイロードを300キロメートル以上運搬 することができるロケット、 無人航空機又は第二号イ若しくはロに該当する貨物 に使用するように設計したものに限る。)	[-] 《 》	□ 除外	数値() 数値() 数値()	
ロ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた 複合材料又はその成型品 (ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる ロケットに使用することができるものに限る。)	[-]		数値()	
ハ 人造黒鉛であつて、次のいずれかに該当するもの (ロケットのノズル又は再突入機の先端部に使用するこ とができるものに限る。)	[×]			
(一) 15度の温度で測定したときのかさ密度が 1立方センチメートル当たり1.72グラム以上、かつ、 粒子の径が100マイクロメートル以下の 人造黒鉛であつて、 次のいずれかに加工することができるもの	[×]		数値(1.21g/cm ³) 数値()	
1 円筒であつて、直径が120ミリメートル以上、 かつ、高さが50ミリメートル以上のもの又は管で あって、内径が65ミリメートル以上、厚さが25 ミリメートル以上、かつ、高さが50ミリメートル 以上のもの	[-]		数値() 数値() 数値() 数値()	
2 直方体であつて、各辺の長さがそれぞれ120ミリメートル以上、120ミリメートル以上及び50ミリメートル以上のもの	[-]		数値() 数値()	
(二) 熱分解黒鉛 (ペイロードを300キロメートル以上運搬 することができるロケット 又は500キログラム以上のペイロードを 300キロメートル以上運搬することができる 無人航空機に使用することができるものに限る。)	[-]		数値() 数値()	
(三) 繊維で強化した黒鉛 (ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット 又は500キログラム以上のペイロードを 300キロメートル以上運搬することができる 無人航空機に使用することができるものに限る。)	[-]		数値() 数値()	
ニ ロケット又は無人航空機のレーダーム (ペイロードを300キロメートル以上運搬 することができるロケット 又は500キログラム以上のペイロードを 300キロメートル以上運搬することができる 無人航空機に使用することができるものに限る。) に使用するためのセラミックの複合材料 (100メガヘルツ以上100ギガヘルツ以下の範囲の いずれかの周波数における比誘電率が6未満のものに限る。)	[-]		数値() 数値() 数値() 数値()	

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行省令等対応 (2 / 3)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 4- (15) ロケット又は無人航空機に使用することができる 構造材料であつて、次に掲げるもの 1 複合材料又はその成型品 2 人造黒鉛 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を 主たる構成物質とする粉 4 マルエージング鋼 5 チタンにより安定化された オーステナイト・フェライト系ステンレス鋼	判 定 棚	注 釈	記 入 棚	
			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
[省令] 第3条 輸出令別表第1の4の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。				
十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの				
ホ ロケット若しくは無人航空機の先端部、再突入機 又はノズルフラップ (ペイロードを300キロメートル以上運搬 することができるロケット 又は500キログラム以上のペイロードを 300キロメートル以上運搬することができる 無人航空機に使用することができるものに限る。) に使用することができる炭化けい素で 強化された未焼成セラミック 又は強化された炭化けい素セラミック複合材料	[-]		数値 ()	数値 ()
ヘ ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる ロケット若しくは無人航空機の部分品（先端部、再突入機、 翼の前縁部、推力偏向板、操縦翼面又はロケットモータの ノズルスロート部を含む。）に使用することができる セラミック複合材料であつて、融点が3,000度以上 の超高温セラミック（二ほう化チタン、二ほう化ジルコニア、 二ほう化ニオブ、二ほう化ハフニウム、二ほう化タ ンタル、炭化チタン、炭化ジルコニア、炭化ニオブ、炭 化ハフニウム及び炭化タンタルを含む。）のマトリックス を繊維又はフィラメントで強化したものからなるもの	[-]		数値 ()	数値 ()
ト 次のいずれかに該当するタングステン、モリブデン若し くはこれらの合金を主たる構成物質とする粉又はその粉を固め たもの（ペイロードを300キロメートル以上運搬するこ とができるロケット又は無人航空機の構造材料として用い る能够するものに限る。）	[-]		数値 ()	数値 ()
(一) タングステン又はタングステンの含有量が合金の 全重量の97パーセント以上の粉であつて、その粒子 の径が50マイクロメートル以下のもの	[]		数値 ()	数値 ()
(二) モリブデン又はモリブデンの含有量が合金の全重 量の97パーセント以上の粉であつて、その粒子の径 が50マイクロメートル以下のもの	[]		数値 ()	数値 ()
(三) タングステン又はタングステンの含有量がその合金の 全重量の97パーセント以上（銅又は銀を含浸さ せたものである場合にあっては、タングステンの含有 量が合金の全重量の80パーセント以上。）の粉を 固めたものであつて、次のいずれかに該当するものに 加工することができるもの	[]		数値 ()	数値 ()
1 円筒であつて、直径が120ミリメートル以上、 かつ、高さが50ミリメートル以上のもの又は管で あって、内径が65ミリメートル以上、厚さが25 ミリメートル以上、かつ、高さが50ミリメートル 以上のもの	[]		数値 ()	数値 ()
2 直方体であつて、各辺の長さがそれぞれ120ミ リメートル以上、120ミリメートル以上及び50 ミリメートル以上のもの	[]		数値 ()	数値 ()
チ ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる ロケット又は500キログラム以上のペイロードを 300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に 使用することができるマルエージング鋼であつて、 次の（一）及び（二）に該当するもの	[-]		数値 ()	数値 ()
(一) 次のいずれかに該当するもの	[]		数値 ()	数値 ()
1 固溶化熱処理段階で20度の温度において測定した 最大引張強さが900,000,000パスカル 以上のもの	[]		数値 ()	数値 ()
2 析出硬化熱処理段階で20度の温度において測定 した最大引張強さが1,500,000,000 パスカル以上のもの	[]		数値 ()	数値 ()
(二) 次のいずれかに該当するもの	[]		数値 ()	数値 ()
1 厚さが5ミリメートル以下の板又は管	[]		数値 ()	数値 ()
2 厚さが50ミリメートル以下の管であつて、かつ、 内径が270ミリメートル以上のもの	[]		数値 ()	数値 ()

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (3 / 3)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 4 - (15) ロケット又は無人航空機に使用することができる 構造材料であつて、次に掲げるもの 1 複合材料又はその成形品 2 人造黒鉛 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を 主たる構成物質とする粉 4 マルエージング鋼 5 チタンにより安定化された オーステナイト・フェライト系ステンレス鋼	判 定 欄	注 釈	記 入 欄	
			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
[省令] 第3条 輸出令別表第1の4の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。				
十六 構造材料であつて、次のいずれかに該当するもの リ チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系 ステンレス鋼であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの (ペイロードを300キロメートル以上運搬すること ができるロケット又は500キログラム以上のペイロードを 300キロメートル以上運搬することができる 無人航空機に使用することができるものに限る。)	[-]		数値 () 数値 ()	
(一) 次の1から3までのすべてに該当するもの 1 クロムの含有量が全重量の17パーセント以上 23パーセント以下で、かつ、ニッケルの含有量 が全重量の4.5パーセント以上7パーセント以 下のもの 2 チタンの含有量が全重量の0.1パーセントを 超えるもの 3 オーステナイト組織を示す部分が全体積の 10パーセント以上のもの	[]		数値 ()	
(二) 次のいずれかに該当するもの 1 塊又は棒であつて、寸法の最小値が100ミリ メートル以上のもの 2 シートであつて、幅が600ミリメートル以上 で、かつ、厚さが3ミリメートル以下のもの 3 管であつて、外径が600ミリメートル以上で、 かつ、厚さが3ミリメートル以下のもの	[] [] []		数値 () 数値 () 数値 ()	
作成責任者：(作成年月日：2026年2月14日) 会社名 パナソニックインダストリー株式会社 会社名 デバイスソリューション事業部 セラミックビジネスユニット 所属・役職 千歳技術部 技術三課 (フリガナ) サトウ タク 氏名 齋藤 尚紀 電話 080-9938-3922	判 定 結 果		□該当	■非該当
	該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []			